

「多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業」の  
環境影響評価調査計画書に係る見解書について（要約）

1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
代表者：管理者 土屋 正忠  
所在地：東京都府中市新町二丁目 77 番地の 1

2 対象事業の名称及び種類

名 称：多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業  
種 類：廃棄物処理施設の設置、工場の設置

3 対象事業の内容の概要

本事業は、多摩地域各市町村のごみ焼却施設から排出される 焼却残さ等を安全に処理し、土木建築資材である「エコセメント」に再生する「多摩地域廃棄物エコセメント化施設」（以下「計画施設」という。）を、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（以下「二ツ塚処分場」という。）内に建設するものである。

焼却残さ：焼却灰（焼却後の残さ物）及び飛灰（集じん機により捕集された排ガス中のばいじん）

事業計画の内容の概要を下表に示す。

事業計画の内容の概要

名 称	多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業
位 置	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
面 積	計画施設用地面積 約 4.6ha（二ツ塚処分場全体面積 約 59.1ha）
施設規模	焼却残さ等の処理 約 400t/日 エコセメント生産能力 約 620t/日
処理対象物	多摩地域各市町村のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰、他（不燃物中の石・陶器類、し尿汚泥焼却灰）及び二ツ塚処分場に 分割埋立された焼却残さ
工事着工年度	平成 14 年度（造成工事着工予定）
施設稼働年度	平成 16 年度（予定）

溶融飛灰：灰溶融炉の排出ガス中から、ろ過式集じん機で捕集されたばいじん

分割埋立：平成 12 年 9 月より、埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理（エコセメント化）を行うため、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けし、埋立を開始した。

4 調査計画書に対する意見の概要及び事業者の見解

調査計画書について、都民からの意見書及び関係市町長（日の出町長、青梅市長）からの意見があった。なお、あきる野市長からの意見はなかった。

意見等の件数の内訳は、下表に示すとおりである。

意見の件数の内訳

意見書	件数
都民からの意見書	137
関係市町長の意見	2
合計	139

5 調査計画書について提出された主な意見とそれらについての事業者の見解の概要

調査計画書について提出された都民からの意見書及び関係市町長からの主な意見と、それらについての事業者の見解の概要は次のとおりである。

(1) 都民からの主な意見と事業者の見解の概要

環境影響評価項目の選定

主な意見の概要	事業者の見解
<p>(低周波音)</p> <p>低周波音については選定しなかった理由が記載されているが、全く理由になっていない。複雑な地形の場所であり、かなりの騒音を生じる設備であることは事実であるから、必ず調査をするべきである。</p>	<p>低周波音については、評価書案作成までに、類似施設として平成13年4月から稼働を開始した市原エコセメント(株)の施設(千葉県市原市)において調査を実施いたします。その結果に基づき、低周波音に関して、予測・評価項目の選定について検討いたします。</p>
<p>(土壌汚染等)</p> <p>土壌汚染に関する選定しなかった理由は納得できない。問題がおきないという前提で設備がつくられていることと、問題がないことを証明するために調査を実施することは別である。地域住民の信頼を得るためには、問題がないことを証明するために調査を実施する姿勢が必要なのではないか。土壌汚染の恐れを指摘する声は強い。工場の稼働は30年にわたる。微量でも蓄積されていく。調査は実施すべきであ</p>	<p>焼成炉から排出されるガスに含まれる重金属類は、ろ過式集じん機(バグフィルタ)によって捕集後、重金属回収設備において回収します。また、ダイオキシン類は、焼成炉で高温により分解した後、急冷による再合成防止を行い、ろ過式集じん機により捕集します。さらにばいじんは、ろ過式集じん機等の処理設備により捕集する計画とします。このため、煙突排ガスが土壌汚染を起こすことはないと考えておりま</p>

主な意見の概要	事業者の見解
<p>る。</p> <p>また、重金属は回収設備で回収し、ダイオキシンは高温で分解させるとしているが、煙突を通して周囲に有害物質が排出され土壤を汚染させる可能性があると思われる。是非調査対象にすべきである</p>	<p>す。</p> <p>なお、排出ガスに由来する土壤汚染の発生が無いことを確認するため、施設の稼働後における調査を環境モニタリングの一環として実施することを考えております。</p>

調査等の手法

主な意見の概要	事業者の見解
<p>( 大気汚染 )</p> <p>大気汚染の現地調査地点があまりにも少ない。もっと調査地点をふやし、広範囲に調べるべきである。</p>	<p>大気汚染の現地調査地点のうち、一般環境大気質については、風向の状況、建設予定地からの距離、集落等の分布状況、土地利用状況を考慮し、参考地点を含め8地点で調査を実施する計画です。また、特定環境(道路沿道)大気質については、搬入・搬出ルート及び沿道の保全対象を勘案し、4地点で調査を実施することとしております。調査地域の範囲及び現地調査地点数については、大気汚染に係る影響が及ぶと想定される範囲を含んでおり、予測を行うためのバックグラウンドを設定するには十分と考えております。</p>
<p>( 大気汚染 )</p> <p>建設地は山間部である。山の気象は大変複雑であるが、その局地気象のアセスを充分にした上で予測評価をしてほしい。調査計画書 p.55 の気象では風向のことがわづかしか書かれていない。</p> <p>また、風向きが2方向しか記されていないが、地形、気象条件などを含めた予測評価が必要。</p>	<p>建設予定地は標高約 300m～350m の尾根筋に近い地点にあること、またその周辺は丘陵地及び山地地形であることから、煙突排ガスの拡散について地形による影響が考えられるため、青梅観測所の気象観測結果を用いただけでは、大気汚染の適確な予測を行うに十分ではないと考えられます。</p> <p>したがって、現地調査に際しては、調査計画書に示したとおり、建設予定地において地上気象(風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)に関する1年間の通年観測を実施する計画です。</p> <p>また、上層気象(風向・風速、気温、気</p>

主な意見の概要	事業者の見解
	<p>庄)に関しては、夏季、秋季及び冬季に観測を実施し、煙突からの排ガスの拡散に影響を与える逆転層の発生の有無、その程度、発生高度等について把握します。</p> <p>予測に際しては、拡散計算を補完するために風洞実験を行います。また、予測に係る気象条件を設定するために、建設予定地から約 700m 離れた地点にある東京都行政防災無線二ツ塚中継所の地上高さ約 68m の風向・風速データを解析いたします。</p>
<p>( 大気汚染 )</p> <p>東京都は自動車の排ガスの問題を重要視した施策を打ち出している。ディーゼル車での搬入はいずれ住民の健康に悪い影響をもたらす。まず 100 台の搬入車の増大に対するきちんとした評価を行う。そして、搬入車両は全て安全なものに変えるべきである。</p>	<p>副資材の搬入、製品の搬出のため、現在の二ツ塚処分場に入出する廃棄物搬入車両台数よりも 98 台新たに車両を運行する計画となっております。主要な搬出入経路となる都道青梅あきる野線(秋川街道)等においては、その影響の程度を把握するため、現地調査及び予測を行います。</p> <p>エコセメント化施設の稼動にあたっては、副資材である石灰石粉の搬入車両をエコセメント製品の搬出車両と兼用することで車両台数の増加抑制を図るとともに、最新の法令に基づく排ガス規制に適合する車両の使用等の対策を行います。</p>
<p>( 水質汚濁 )</p> <p>最大約 700 トン/日の水を利用し約 300 トン/日の水を公共下水道に放流すると計画されているが、その放流水の水質を評価項目に追加すべきである。</p>	<p>エコセメント化施設の稼動時には、主として排ガスや機器の冷却のため 1 日当たり 700t の水を使用し、このうち 400t は冷却の際、蒸発し、残り 300t は重金属回収設備において処理し、下水道放流します。東京都環境影響評価技術指針によれば、水質汚濁に係る環境影響評価の対象は、汚水等の排出が公共用水域または地下水の水質に影響を及ぼす場合とされているため、予測・評価の対象としておりません。</p> <p>また、下水道への放流水については、下</p>

主な意見の概要	事業者の見解
	<p>水道排除基準以下とするよう、定期的に水質を検査いたします。</p> <p>雨水については、雨水貯留槽を設けプラント用水として利用します。雨水貯留槽の容量を越えた雨水は、二ツ塚処分場の外周水路及び防災調整池を経由して、谷古入沢に放流します。</p>
<p>(地形・地質)</p> <p>二ツ塚処分場の地質は大部分が大荷田礫層で非常に締まりが良いと書いているが大変崩れやすく、この様な大規模なエコセメント工場を建設するのは危険である。</p>	<p>施設を設計するにあたり、ボーリングによる現地調査及び二ツ塚処分場建設時の調査結果を参照し、地盤が十分な地耐力を有することを確認しております。</p> <p>また、エコセメント化施設を建設することによる地形・地質への影響については、東京都環境影響評価技術指針に基づき、斜面の安定性の変化の程度、並びに地盤の変形の範囲及び変形の程度について、調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>
<p>(植物・動物)</p> <p>すでに処分場周辺の植物に異変が生じている。セメント工場が設置されることにより、異変が拡大される可能性があるため、工事完了後も植物・動物の調査が必要である。</p>	<p>エコセメント化施設の建設に伴い、二ツ塚処分場の残留緑地の一部を改変することから、植物・動物への影響の程度について、予測・評価を行うこととしております。また、生態系については、植物・動物の項目において、予測・評価することとなっております。</p> <p>二ツ塚処分場建設事業については、東京都環境影響評価条例に基づく事後調査により植物・動物の変化についてモニタリングを実施しています。その調査結果によると現在のところ、二ツ塚処分場の残留緑地の植物・動物等に著しい変化は生じておりません。</p> <p>エコセメント化施設建設後も二ツ塚処分場の事後調査の一環として、植物・動物のモニタリングを行う予定です。</p>

環境一般

主な意見の概要	事業者の見解
<p>(事後調査)</p> <p>現在ではおし図ることの出来ない環境への悪影響が発生した場合、原因究明を速やかにやって頂きたい。</p> <p>また、煙突から排出される煙や排水の状態が大気汚染及び水質・地質汚染にならないかどうかの調査は定期的に行って欲しい。</p>	<p>エコセメント化施設の建設及び稼働に際しては、東京都環境影響評価条例に基づく事後調査計画書を作成し、これにより事後調査を行います。</p> <p>予期しなかった環境上の著しい影響が生じた場合には、東京都環境影響評価条例及び関係法令に基づき、原因究明及び速やかな対策等、適切に処理いたします。</p> <p>また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、施設の維持管理を行うとともに、各種の調査・記録等を行います。</p>

事業計画

主な意見の概要	事業者の見解
<p>(エコセメントの安全性)</p> <p>エコセメントの安全性について疑問がある。安全性を数値的に立証すべきである。</p>	<p>愛知県田原町にあるエコセメントの実証プラントでの製品中のダイオキシン類濃度は、定量下限値未満～0.28pg-TEQ/gであり、本事業により生産されるエコセメントについても、同等以下の濃度が確保できると考えております。</p> <p>また、焼却残さに含まれる重金属類は、焼成により排ガス中に移行し回収されることにより、エコセメント製品中の重金属類は低い濃度となり、また、残存していてもエコセメントを構成する鉱物の結晶構造の中に取り込まれ一般環境中への溶出が防止されることから、安全性には問題はありません。</p> <p>実証研究においても、エコセメントを使用したモルタル(砂を混ぜて固めた物)、コンクリート(砂、砂利を混ぜて固めた物)、インターロッキングブロック(組み合わせで道路舗装に用いるブロック)、エコセメント粉末、固化ペースト(水のみを</p>

主な意見の概要	事業者の見解
	混ぜて固めた物)についての重金属溶出試験結果は、いずれも「土壌の汚染に係る環境基準」を十分に満足しております。

その他

主な意見の概要	事業者の見解
<p>(防災計画)</p> <p>建設予定地は落雷が多い。停電などを想定した評価が必要。又、地震などの天災を想定した評価も必要。</p>	<p>エコセメント化施設の各設備は、中央制御室で常時監視制御しており、停電や断水、または機械の故障が発生した場合には、安全に設備を停止させる方向で運転制御を行う計画です。</p> <p>なお、地震等の天災に際しては建築基準法、消防法等を遵守し十分な耐震構造を備えたものとしています。また、豪雨時については、場内に設けた雨水貯留槽で、防災上必要な容量を貯留・調整して二ツ塚処分場の外周水路に放流します。</p>

(2) 関係市町長からの意見と事業者の見解

日の出町長からの意見と事業者の見解

町長の意見	事業者の見解
<p>本建設事業に係る環境への影響については、地域住民の関心が高いことから、今後評価書及び見解書の作成にあたっては、内容及び表現を理解しやすいものとされるよう努められたい。</p> <p>また、調査にあたっては、調査計画書の内容を遵守するとともに、事業実施に向けては、町とも十分協議し、安全対策、環境保全対策など、自然にやさしい公害・防災対策に万全を図られたい。</p>	<p>エコセメント化施設については、関心が高く、また、予測・評価項目が多岐に渡ると想定されます。地域住民の皆さんにとって、わかりやすい内容とするため、図表を多用するなど表現上の工夫に努めます。</p> <p>調査にあたっては、調査計画書の内容を遵守するとともに、事業実施に向けては、町とも十分に協議させていただきます。安全・防災、環境保全の面で十分な配慮を行い、施設の建設及び稼動に伴う環境影響をできる限り少なくするよう努めます。</p>

青梅市長からの意見と事業者の見解

市長の意見	事業者の見解
<p>当該建設事業にかかる環境への影響については、住民の関心が高いため、都民から寄せられた意見に十分な配慮をすること。</p> <p>また、今後、見解書および環境影響評価書案の作成にあたっては、内容および表現を更に明確にするなど、住民の理解が得られるよう努められたい。</p>	<p>エコセメント化施設については、地域住民の皆さんの関心が高く、提出された意見書の内容については十分検討し、本見解書ではお示しできなかった事項については、評価書案において回答できるよう努めてまいります。</p> <p>また、今後、評価書案を作成するにあたっては、予測・評価項目が多岐に渡ると想定されます。地域住民の皆さんにとって、わかりやすい内容とするため、図表を多用するなど表現上の工夫に努めます。</p>